

支部細則

2011年5月19日制定

2012年6月6日改定

2017年6月7日改定

(目的)

第1条 この細則は、公益社団法人日本麻酔科学会（以下、「この法人」という。）が設置している支部に関し必要な事項を定める。

(設置)

第2条 この法人は、別表に掲げる支部を設置する。

2 新たに支部を設置しようとするときは、その支部会員である理事が、支部を運営する責任者（以下、「支部長」という。）として、この細則第10条第1号に定める書類を添えて理事長に申請し、理事会及び総会の承認を得なければならない。

(事務)

第3条 支部の事務は、この法人の事務局が処理する。

(会員)

第4条 支部の会員は、支部の管轄地域に所在地を有する施設に勤務する、この法人の正会員をいう。ただし、現に勤務する施設がない者については、その者の居住地による。

(運営委員)

第5条 支部に次の各号に掲げる支部運営委員を置くことができる。

- (1) 支部長
- (2) 総務担当委員
- (3) 学術担当委員
- (4) 教育担当委員
- (5) 広報担当委員

2 前項第1号の支部長は、理事職務内規第3条第1項第2号に基づき、この法人の支部代表理事とし、当該支部の業務の運営の責任者となる。

3 第1項第2号の総務担当委員は支部長を補佐し、支部の管理・運営に関する事項を担当する。

4 第1項第3号の学術担当委員は、学術集会運営細則に基づき、別途定める内規により選任された支部学術集会会長と協同し、学術集会の運営をはじめ支部の学術事業を担当する。

5 第1項第4号の教育担当委員は、講習会の運営をはじめ支部の教育事業を担当する。

6 第1項第5号の広報担当委員は、市民講座等の運営をはじめ支部の公益事業を担当する。

7 支部運営委員の定数は、第1項に規定する委員を含め15名以内とする。

8 支部運営委員は、支部長が推薦し、支部運営委員会の協議を経て、この法人の理事長が選任する。

(運営委員の任期)

第6条 支部運営委員の任期は2年とし再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

3 1名以上の理事は任期終了直後の1年間は運営委員を継続しなければならない。

(会議)

第7条 支部に、支部の管理・運営および予算・事業計画を協議する運営委員会をおくことができる。

(管理・運営)

第8条 この細則に定める事項のほか、支部の管理・運営は理事会で定める方針に基づいて各支部が行う。ただし、経理および事務はこの法人の事務局が行う。

(報 告)

第 9 条 支部長は、次の各号に掲げる書類をこの法人の理事長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書及び予算案
 - (2) 事業報告書
- 2 前項第 1 号の書類は、毎年 12 月末までに提出しなければならない。
 - 3 第 1 項第 2 号の書類は、毎年度当初速やかに提出しなければならない。

(細則の変更)

第 1 0 条 この細則の変更は、諸規則制定に関する規程第 4 条 (3) に従ってなす。

(別 表)

支部の名称	所屬地域
北海道・東北支部	北海道，青森県，岩手県，宮城県，福島県，秋田県，山形県
関東・甲信越支部	群馬県，栃木県，茨城県，埼玉県，千葉県，神奈川県，山梨県，長野県，新潟県
東京支部	東京都
東海・北陸支部	静岡県，愛知県，岐阜県，三重県，富山県，石川県，福井県
関西支部	滋賀県，京都府，大阪府，奈良県，和歌山県，兵庫県
中国・四国支部	鳥取県，島根県，岡山県，広島県，山口県，香川県，徳島県，愛媛県，高知県
九州支部	福岡県，佐賀県，長崎県，熊本県，大分県，宮崎県，鹿児島県，沖縄県

附 則

1. この細則は 2011 年 5 月 19 日から施行する。